（別表第二）

番号	資産の区分	地域の区分	指数
1	株式	海外等	MSCI Europe Index
2			FTSE Developed Europe All Cap Index
3			Stoxx Europe 600
4			MSCI Pacific Index
5			MSCI AC Asia Pacific Index
6	債券	国内	NOMURA-BPI総合
7			DBI総合
8			NOMURA-BPI国債
9			Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index
10		海外等	Citi-group World Government Bond Index
11			Barclays Capital Global Treasury
12			Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index
13			Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index
14			Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index
15			JP Morgan GBI EM Global Diversified
16			JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus
17	不動産投資信託	国内	東証REIT指数
18		海外等	S&P先進国REIT指数
19			S&P米国REIT指数
20			S&P欧州REIT指数
21			FTSE NAREIT Equity REITs Index

（注）各指数は、配当を含めるか否かの別、為替ヘッジ（為替相場の変動により生じるリスクを減じるための取引をいう。）の有無又は特定の一国を除外若しくは包含するか否かの別により、別個の指数を算出している場合における当該指数を含む。

○国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）の施行に伴い、平成二十六年国家公安委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、防衛省告示第一号（租税特別措置法施行規則第二十条第九項第一号又は第二十二条の二十三第九項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第二号（租税特別措置法施行規則第二十条第九項第二号又は第二十二条の二十三第九項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）及び平成二十六年国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第三号（租税特別措置法施行規則第二十条第九項第二号又は第二十二条の二十三第九項第二号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

国家公安委員会委員長　松本　純
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一
防衛大臣　稲田　朋美

（租税特別措置法施行規則第二十条第九項第一号又は第二十二条の二十三第九項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件の一部改正）

第一条　平成二十六年国家公安委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号（租税特別措置法施行規則第二十条第九項第一号又は第二十二条の二十三第九項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十条第九項第一号又は第二十二条の二十三第九項第一号」を「第二十条第十八項第一号又は第二十二条の二十三第十八項第一号」に改め、同条第二項第三号中「第二十七条の四第六項第一号」を「第二十七条の四第十三項第一号」に改め、同条第三項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第六項」に「第六十八条の九第三項」を「第六十八条の九第六項」に改める。